

- 第1条 本契約の期間は表題部の通りとし、契約期間満了日をもって本契約は終了する。
- (2) 契約開始日の駐車場利用時間は、契約開始日の午前9時よりとする。また、契約終了日の駐車場利用時間は、契約終了日の翌日の午前7時までとする。
- 第2条 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができ、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも解約の通知がないときは、本契約は更新したものとみなす。以後も同様とする。
- (2) 乙が契約更新をする際は更新料または更新事務手数料を支払わなければならない。
- (3) **契約内容及び車輛に変更がある場合は事前に申請許可が必要となる。**
- 第3条 本契約の賃料は表題部の通りとする。尚、賃料・敷金は、契約の途中においても、甲はこれを増額することができるものとする。
- (2) 賃料の支払いは、表題部の支払い方法によるものとし、口座振替手数料、振込手数料は乙の負担とする。1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算とする。
- (3) 振替および振込の場合には甲にて領収書を発行しない。
- (4) 口座振替が出来なかった分の賃料については、振替料を含め乙は振込または甲が了承する場合には持参により支払うものとする。
- (5) 甲は任意に未払い分の賃料を振替ることを、乙は承諾するものとする。
- (6) 乙の賃料の支払いが遅れた場合には、滞納の日数にかかわらず、乙の自宅・会社への連絡およびはがき・手紙等により滞納通知を甲が行なうことを、乙は了承するものとする。
- (7) 滞納が2週間以上におよぶ場合には、来訪の趣旨を記した文章を乙の居宅の郵便受けに入れることまたは玄関のドアに張ることを乙は承諾する。また、乙が賃借物件に居住の場合には、その管理会社に確認等を甲がすることを乙は了承する。
- (8) 乙は、表題部に規定する期日までに賃料の全部または一部を支払わなかった時は、延滞した賃料の額に対し支払い期日の翌日から当該賃料の支払日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。
- (9) 賃料に対して消費税の名目の如何を問わず、新たな税負担が生じ、甲がその納税者となったとき、あるいは税率が上昇した場合には、その新たな税負担についてその負担発生のと看做し当然に賃料に転嫁できることを甲・乙とも合意する。また、現時点において消費税分を受領していない場合には、甲は受領の意思表示した翌月分より賃料に転嫁することができるものとする。
- (10) 口座振替では解約の申し込みの時期より解約後の賃料が引落しされる場合があり、この場合甲はその金員のみを返却するものと、これにより乙に損害が生じても甲はその責めを負わないものとする。
- (11) 領収書を発行する場合には、その印紙代は乙の負担とする。
- 第4条 乙は敷金として表題部の金員を甲に預託するものとする。この敷金をもって賃料の支払いに充てることは出来ない。
- (2) 敷金は、乙が明渡ししたのち1ヶ月以内に返却するものとする。なお、敷金の返却場所は甲の指定する場所とする。振込による返却の場合の送料は乙の負担とする。敷金には利息をつけないものとする。
- 第5条 甲、乙とも本契約を解除しようとするときは各々、1ヶ月前迄に相手方に通知しなければならない。よって、乙の通知が1ヶ月に満たない場合には、乙は、その通知の日より1ヶ月分の賃料を甲に支払わなければならない。
- (2) 契約開始日において、前借主の明渡しの遅れや、無断駐車等により乙が本駐車場を使用することができなくなった場合には、乙は使用が出来なかった期間の賃料を日割り計算により返還を受けるか本契約を解約することができ、解約の場合乙は、支払った賃料、敷金および仲介料の返還を受け、それ以外の金員は請求しないものとする。なお、使用できない期間が1ヶ月に及んだ場合には解約とし、前記のとおり金員を乙に返却する。
- (3) 契約期間中の無断駐車について、甲は一切責任を負わないものとする。
- 第6条 **乙が次の各号の一にでも該当した場合には甲は本契約を解除することができるものとする。**
- ① 支払日に口座振替等ができず、支払日より1ヶ月以内に賃料の支払いがない場合。
- ② 上記の口座振替等の不能が3回に及んだ場合。
- ③ 甲に無断で他の車を置いた場合。
- ④ 駐車場の利用権を第三者に譲渡又は転貸した場合。
- ⑤ 甲の解約の通知より1ヶ月経過した場合。
- ⑥ 乙または乙の関係人が反社会的集団（暴力団、暴走族など）の構成員、又はこれに準ずる者と判明した場合。
- ⑦ 乙に対して差押・仮差押・仮処分・強制執行の申立人があったとき。
- ⑧ 乙に甲の信用を著しく失墜させる行為があったとき。
- ⑨ 整備不良車輛およびナンバープレートの無い車輛を置いた場合。
- ⑩ その他、本契約の一つでも違反した場合。
- 第7条 本契約が解除された場合には乙は速やかに明け渡さなければならない。なお、明け渡さない場合には乙は損害金として甲に契約解除時の賃料の倍額を支払わなければならない。
- (2) 解約の後乙が車を移動しない場合には、甲において別の場所へのレッカー移動等の措置を行うことを乙は了承した。尚、その時の費用および保管料等は乙の負担とする。また、レッカー移動時の損害については、甲は責任を負わないものとする。
- (3) 前項の場合に、乙に連絡がとれない場合には、解除の後に3ヶ月以上の期間を置き、甲にてその車を売却又は処分の上、乙の債務に充当されることを乙は了承した。
- 第8条 本駐車場は普通乗用車（中型まで。5ナンバーのワゴン車・バンを含む）及び軽自動車に賃貸するものであり契約車両以外を置く事は出来ない。また、甲の文書による承諾のない場合には、大型の外車・貨物車（トラック）などを置く事は出来ない。8ナンバー及び特殊車両についても、契約時に表題部に車両の指定がない場合または指定があっても8ナンバー及び特殊車両であることがその時点において確認できず、後日判明した場合には甲は本契約を解除することができるものとする。
- (2) **甲が承諾した貨物車・ワゴン車・バン等を置く場合であっても荷物を積載したまま駐車をしてはならない。これにより駐車場に損害を与えた場合は、乙は賠償しなければならない。**また、駐車場の指定枠に収まらない車及び全幅が1.8m・長さ4.8m以上の車は駐車することができず、契約後であっても、甲は、本契約を解除することができるものとする。
- 第9条 乙の車に駐車場内で第三者による事故或いは天災地変等による損害並びに火災・盗難・いたづら等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- (2) 積雪時の除雪は甲において行わない。また、積雪や凍結による損害等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとし、車輛の出入りが出来なくなった場合やレッカー移動が必要になった場合においても甲は責任を負わないものとする。
- (3) 2階建駐車場の一階部分については、2階の車からのオイル類の漏れ・雨水等による汚れ等により損害が乙の車に生じても甲は責任を負わない。
- (4) 本駐車場を含め周辺の地域において、局地的な集中豪雨等が発生した場合、道路の冠水や敷地内に雨水が流入する可能性があります。将来万一、冠水浸水被害により車輛等に損害が生じた場合、甲は一切責任を負わないものとし、乙はこれに対し異議申し立て及び法的請求をしないものとする。
- (5) 機械式駐車場及び電動扉により入出庫ができなかった場合には、駐車できなかった日数分の賃料のみを乙に返却する。尚、それ以外の二次的損害については甲は責任を負いません。
- (6) **犬・猫・鳥等の動物、植物等による被害・損害等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。**
- 第10条 乙は乙又はその代理人・使用者・同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場の施設や駐車場の他の車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償しなければならない。
- 第11条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を東京の管轄裁判所と定めることを甲・乙とも承諾する。本契約が終了し本物件の明渡しが終了した後であっても、敷金の返還、本物件の破損等に関する損害賠償についての争いが生じたときも同様とする。
- 第12条 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- ① 自らが、暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- ② 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- ウ 刺青・タトゥー等を露出させる行為
- 備考① 甲の都合による解約の場合で契約日より3ヶ月に満たない時には、新規契約時の仲介手数料は全額返金させていただきます。但し、更新の場合の更新手数料は更新契約の期間に係わらず返金いたしません。
- ② 本契約は1年契約とするが、1年に満たない契約期間で6ヶ月を超える場合には更新手続きが必要となり更新事務手数料を支払うものとする。
- ③ **車庫証明の発行は有料(3,000円)となります。**
- ④ 防犯カメラ設置駐車場のカメラデータ確認は、被害届提出の上での警察立会いのみに限ります。
- ⑤ **車庫証明を発行した場合でこの都合により新規契約日より6ヶ月未満で解約した場合は、乙は、違約金として契約日より6ヶ月の内、未経過分の賃料相当額を甲に支払わなければならない。**
- ⑥ **契約車輛は区画中央に駐車すること。また駐車場内には契約車輛以外の車輛を駐車することはできない。**
- ⑦ **車輛以外の自転車及びバイク、コンテナ、その他の私物や荷物、ゴミなども置くことができない。**
- ⑧ 駐車場のメンテナンス工事や近隣工事の協力等により、一時的に区画の移動が必要になった場合、乙は協力するものとする。
- ⑨ 本駐車場及び周辺土地に除草剤が散布されていることを乙は容認するものとする。
- ⑩ 駐車場の定期清掃に伴い、一時的に清掃員が敷地内（通路含）に駐車する場合があることを乙は容認するものとする。
- 個人情報の取り扱いについて

当社では、お客様との駐車場賃貸借契約書の締結に際し、免許証、車検証、金融機関への引落に関する書類を必要に応じてご提出頂いております。ここに記載されたお客様の個人情報は、駐車場の賃貸借、媒介、更新、管理等に関する情報を提供するため郵便物、電話、電子メール等の連絡に使用いたします。また、賃貸人、管理人および仲介人において帳簿として管理保管（コピーを含む）いたします。尚、ご本人様から文書によるお申し出がありましたら提供は中止いたします。但し、都道府県、市区町村、消防署、警察署、水道局、下水道等の公的機関の調査等の申し出に対しては提供いたします。